

「健全育成」理解モデルへの一考察
—少年法における非執行機関も含めた全体モデル試論—

櫻井秀夫（千葉大学大学院博士後期課程）

要旨

少年法第1条で謳われている「健全育成」という用語は、広辞苑や各種用語辞典に載っていない不可解な用語であり、それでも少年法の執行機関において目的概念として（その用法はトートロジーであるが）定着している。この「健全育成」概念は、荒木論文における三種の分類モデルを議論の基本に据えて展開されてきたが、この三種の分類モデルは、限定された目的に対して重要な効果と実務上の強い影響力を果たしているものの、①論理的に三種の分類は相互に関連がないこと、②実務的にもこの三種の分類は現実には即していない、実際の発達段階とも関連がないことなどが問題点として挙げられる。

そこで、これまでとは異なる理解モデルを模索すべく、これまで重要視されてこなかった少年法執行機関ではない、少年法に関係する「非執行機関」こそが「健全育成」概念を多用し、自らを機能させているという、逆説的な状況に着目した。それにより荒木の言う「手続きにおける健全育成」が少年司法における「健全育成」を量的に担い、質的にも（澤登の言う）人権と対立しない新たな健全育成を提起していることが明らかになった。

これらの一連の議論をもとに、少年司法全体の過程における「健全育成」の作用を手続きの流れから整理することによって、「健全育成」概念の単なる相対化という作業を超えて、各機関における複数形としての「健全育成」について、それぞれの主体、対象、目標、型などを整理し、少年司法における「健全育成」概念を理解する全体モデルを提示することを試みる。

内容

1. はじめに一「健全育成」というコトバ
2. 少年法執行機関における「健全育成」
 - (1) 執行機関における「健全育成」の用法
 - (2) 三種の分類モデルの問題点
3. 非執行機関における「健全育成」
 - (1) 手続きにおける「健全育成」と人権
 - (2) 捜査機関における「健全育成」
 - (3) 家庭裁判所における「保護的措置」
 - (4) 少年鑑別所における「健全な育成のための支援」
4. 「健全育成」理解の新たなモデルの試み

1 はじめに—「健全育成」というコトバ—

少年法の第1条で目的として謳われているとされる「健全育成」は、「健全育成」という用語がこの条文にそのまま掲げられているわけではない。少年法第1条の条文は

「第一条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」（下線は筆者による。以下同様。）

としており、この「少年の健全な育成を期し」という箇所「健全な育成」を「健全育成」と称している、または略しているものと考えられる。

少年法の専門家でなくとも分かり切っていることについて、なぜこのような回りくどい言い方をするのかと言えば、この「健全育成」という用語は、単にその意味内容が曖昧というだけでなく、そもそもどの分野に属する用語なのかさえも不明であり、この用語の出発点を明らかにする必要があると考えるからである。実際、広辞苑でさえも「健全育成」という単語は載せておらず¹、少年法の第1条で目的として掲げられているのに、法律関連の用語辞典でも（管見では）見当たらないのである。

たしかに、従来から「健全育成」は純然たる法律用語としては説明されていなかったようで、「健全育成は教育基本法や児童福祉法とも共通する概念であることから、福祉的および教育的観点から理解されなければならないであろう。」（高内 2000、p. 59）と理解されてきたようだが、では教育基本法や児童福祉法にはどのように掲げられているのであろうか。

この文脈で引用される教育基本法の第1条では、

「第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」

と教育の目的を掲げているものの、この「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康」な状態に育成することを即「健全育成」とすることは、論理的な飛躍があり、そもそも手続法的性質を有する少年法に求められる「健全育成」は、おそらく「教育」という分野に、また「教育」という手法に限定されるものではない。

では、児童福祉法の第1条ではどのように規定されているか。そこでは、「すべて国民は、

¹ 広辞苑（第7版：2018年発行）では、従来から「健全育成」という語についての掲載はなく、「健全」という単語と「健全なる精神は健全なる身体に宿る」という格言の意味が掲載されているのみで、用語例としても、以下のとおり掲載されていない。

「けん—ぜん【健全】①心身ともにすこやかで異常のないこと。たっしや。②ものごとに、欠陥やかたよりがないこと。堅実であぶなげがないこと。「一な娛樂」「一財政」

児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。」とされており、より一層曖昧になっている。

「健全育成」がこのように語としての、コトバとしての不明瞭さを抱え続けてきたことは、その歴史的な成立過程に負うところが大きいと予想される。武内が指摘する通り（武内 2012、p. 123）、昭和 23 年 1 月 20 日付けの「少年法第三改正草案」では

「第一条（目的）この法律は、少年の将来性と心身の特質に鑑み民主国家の権威と責任において、基本的自然を尊重しつつ而も強力に、少年の性格の矯正及び環境の調整を図ることを目的とする。」

となっていた目的条文が、GHQのルイスによる少年裁判所法に関する提案を経て、同年 4 月 5 日付けで少年矯正局立法部によって提出された「少年裁判所法第一次案」では、

「第一条「少年裁判所」

少年の健全な育成を期し、非行のある少年又は保護者から放任されている少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を講ずるとともに（原文のママ）、少年の福祉を害する成人に対して刑事の裁判を行うため、裁判所法の規定により設けられた地方裁判所として、少年裁判所をおく。」

とされており、現在の条文の原型が伺えるものとなっている（法務省刑事局 1970）。

このように短期間で少年法の改正に関する方針が大きく転換したことは、これまでの少年法制史研究でも既に明らかにされてきたことだが、少年法における「健全な育成」というコトバを吟味する時間が、当時は極めて限られてしまっていた状況であったことは容易に想像がつく。²

2 少年法執行機関における「健全育成」

(1) 執行機関における「健全育成」の用法

少年法が掲げる「健全育成」理念を直接実行することが想定されている機関は、何と言っても少年院と保護観察所である。少年法を少年法たらしめているのは保護処分であり、その保護処分の核となって執行する機関が少年院と保護観察所である。

平成 27 年に新たに施行された少年院法では、その第 1 条で以下のように目的を定めてい

² 戦後の少年司法における中心的な役割を果たす新たな観護措置も、昭和 23 年 5 月 25 日付けの「少年法案」までは「第 17 条 仮処分」だったのが、同年 6 月 19 日に国会に提出された「少年法を改正する法律案」では、初めて「第 17 条 観護の措置」という条文になっており、この 1 か月足らずの期間で「観護の措置」という用語が登場してきたことが分かる（櫻井 2008）。

る。

「第一条 この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする。」

ここでは、在院者の「特性に応じた適切な矯正教育」を含む「在院者の健全な育成に資する処遇」によって改善更生と社会復帰を達成しようとしていることが分かる。

昭和 24 年から施行されていた旧・少年院法では、

「第一条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」

とされており、当時の少年院法に「施設の適正な管理運営」や「在院者の人権尊重」が加わったものの、健全な育成によって改善更生と社会復帰を図り、その改善更生とは従来の「性格の矯正」が核となることが分かる。少年院におけるその方法は、矯正教育を含む「健全な育成に資する処遇」となっているが、これらは矯正教育以外の起居動作等の施設内処遇全体を法的に位置付けるためのテクニカルな改正処理であり、少年院における健全育成の方法は矯正教育にはかならない。

そして、その矯正教育は以下のように定められている。

「第二十三条 矯正教育は、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的とする。

2 矯正教育を行うに当たっては、在院者の特性に応じ、次節に規定する指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的にこれを行うものとする。」

としており、その実施に当たって体系的・組織的に行うことを明示しているが、矯正教育の本質である、まさに犯罪的傾向の「矯正」とは、一般的な学校教育や社会教育とどのように異なるのかが、この段階では不明である。（これは、平成 27 年の法改正の特徴でもあるが、「在院者の特性に応じて～する。」という表現が多くなり、それは現代的な表現ではあるものの、結果的にその行政作用の核となる行為が見えにくくなった面がある。）

したがって、より具体的に確認するために「矯正教育の内容」に関する通達³を紐解くと、冒頭に「社会不適応の原因を除去」が明記されており、旧・少年院法からの連続性が分かる。そして、その除去すべき社会不適応の原因として暴力や性的欲求に対する認知の偏り、不良

³ 平成 27 年 5 月 14 日付法務省矯少第 91 号「矯正教育の内容について（通達）」

交友、家族問題、薬物の害への認識不足などが挙げられており、それらの禁止または除去を一義的に求められていることが分かる。

次に、少年法のもう一つの重要な執行である保護観察について、更生保護法で「健全育成」がどのように用いられているかを概観する。

「第一条 この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、またはその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共福祉を増進することを目的とする。」

としており、「善良な社会の一員として自立し、改善更生する」ことを「助ける」社会内の適切な処遇によって達成しようとしている。この更生保護法全文において「健全な育成」は一か所でのみ掲げられているが、保護観察は保護観察処分少年や少年院仮退院者のような少年だけではなく、成人の仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導院仮退院者がその種別に含まれるため、第1条の目的には現れずに、第49条に保護観察処分を少年に実施する際の理念として補完的に掲げられる。⁴

「(保護観察の実施方法)

第四十九条 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。

2 保護観察処分少年又は少年院仮退院者に対する保護観察は、保護処分の趣旨を踏まえ、その者の健全な育成を期して実施しなければならない。」

少年院法における健全育成の方法は、矯正教育がその核心であることは先に触れたが、更生保護法では保護観察がそれに該当し、保護観察は同法第57条の指導監督と同法第58条の補導援護から構成される。

一般的に、遵守事項の遵守や生活行動指針に即した指示等の措置、特定犯罪傾向の改善のための専門的処遇などを行う指導監督が権力的・監督的などと称されるが、先の少年院での本稿の観点を引き継げば、指導監督は「禁止則」によって実現する健全育成の方法であり、一方の住居の取得、帰住の援助医療・療養の援助、就職支援、生活改善・指導で福祉的・援助的と称される補導援護は、「禁止則」とは異なり「支援」、「選択肢の付与」によって実現する健全育成の方法と言えるなど、同じ保護処分であってもその態様は異なる。

⁴ なお、犯罪者予防更生法では、第1条で「犯罪をした者」を対象としていたが、更生保護法において「非行のある少年」も加えられた。

そして、この保護観察における「健全育成」が達成されている状態について検討すると、例えばこの条文の中の

「（一般遵守事項）

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項（以下「一般遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

一 再び犯罪をすることがないように、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。」

が該当すると考えられるが、結果的に「健全育成」とは「健全な生活態度を保持すること」という立論になってしまう。この点については、特別遵守事項においても同様で、「健全な生活態度」と「健全な社会生活」が繰り返されるのであり、同様の現象は他の法令でも見受けられる。これは「健全育成」概念を検討するうえで特徴的な点を示唆している。

つまり、これらの「健全育成」概念は、澤登が「健全育成」概念について、「目的概念としての意味と、目的を達成するためにとりうる手段の内容を表す意味との2つが含まれている」としたうちの、目的概念に該当するものであろう（澤登 2010、p. 2）が、目的概念としての「健全育成」概念の内実を、その法令内部で参照するとトートロジーに陥るということである。この同義語反復とも言うべき事態を回避するには、操作的に概念整理をする必要があると考えられる。

（2）三種の分類モデル論の問題点

「健全育成」概念に関するこれまでの議論を踏まえたうえで、少年法の執行機関による働きかけの限界を考察するという限定した文脈で行われた荒木による概念整理は、「健全育成」概念を検討する上で非常に有益であり、本議論の土台として一般的とされている。そこでは、「モデル論」として、「健全育成」の三種の意味を以下のとおり分類・提示している（荒木 1982、p. 291）。

- ①少年が将来犯罪を繰り返さないこと
- ②平均的ないし人並みな状態に至らせること
- ③秘められた可能性を引き出し個性豊かな人間として成長させること

これら三種の意味は独立しておらず、相互に重なり合いつつ「段階構造」をなしているとし、①の上に②が積み上げられ、更に③が積み上げられると説明している。

この分類の重要性は、「健全育成」概念の整理として妥当というよりも、働きかけの限界という観点から、それぞれが担うべき機関を整理していることである。つまり、①の「少年が将来犯罪を繰り返さないこと」は、荒木論文が本題とする（少年院や保護観察所が典型と考えられる）少年法執行機関の目標である。しかし、「国ないし地方公共団体による青少年の働きかけの中では、健全育成の第二の意味を目標とするものが圧倒的に多い」（同 p. 293）

として、②の「平均的ないし人並みな状態に至らせること」を位置付けている。⁵そして、③の「秘められた可能性を引き出し個性豊かな人間として成長させること」は、原則的に家庭における働きかけに妥当するとし、本人や両親が希望し、依頼する時に援助することは許されるが、「たとえ本人のためになることであっても」国や地方公共団体の機関には許されない事柄としている。

澤登は、これらの荒木による整理を踏まえて、「③の要素は「積極的パターンリズム」であり、公権力機関による介入・干渉の正当根拠にはなりえない。また、①の要素は、侵害原理に対応する要素であるが、実質的には②の要素に含まれることになるから、結論的に、非行少年に対する健全育成の意味は、②の要素に集約されるべきである。」(澤登 2015, p. 38) との見解を明確に示している。

これらの荒木や澤登の見解は、実務上は極めて重要な指標となりうるが⁶、論理的には難問を抱えている。実務上の大きな困難をもたらさず、重要な指標となりうるのは、少年法執行機関が①の再非行防止を目指すことは少年院法や更生保護法にも明記されてきたとおり自明の目的であり、異論の余地はないからである。その具体的な目標として②の平均的状态が想定されることが、介入の不足をもたらすことはあっても、「過剰矯正」(新井 1997, p. 395) や権力による過干渉を回避できることにある。この三種の分類を設定した荒木も、それを分析した澤登も、いずれも関心は「公権力による働きかけの限界」をどのように設定するかであり、その文脈においては、この分類は十分にその目的を果たしているのである。

問題は、その目的指向的な文脈に限らず、この三種の分類そのものを吟味した場合の論理的妥当性である。端的に言えば、この分類は「将来の行為」と「現在の行為者の状態」が混在しているのである。①の「少年が将来犯罪を繰り返さないこと」は将来の行為についての評価・予期であり、②の「平均的ないし人並みな状態」と③の「秘められた可能性を引き出し個性豊かな人間として成長」は、現在の行為者の状態に対する評価であることから、①に対して②と③は直接的には関連がない。これらが重なり合いながらも、「段階的」に積み上げられていく関係をモデル化しているが、①から②へ、②から③へという発展段階は論理的に必然性がないだけでなく、関連性や段階性に限っては実務的にも現実不適合なモデルである。⁷

⁵ 筆者は、この②「平均的ないし人並みな状態に至らせる」というモデルの表記自体にも違和感を覚える。例えば少年法では、非行のある少年に対し「性格の矯正」と「環境の調整」を保護処分の対象とすると明示しているにもかかわらず、このモデルの表記だと環境ではなく人のみに焦点を当てている印象を与える。また、通俗的な次元ではあるが、「人並み」という表現にも抵抗を少なからず感じる。

⁶ 例えば、上野は少年院における処遇について、「侵害原理」を根拠とする「非行を繰り返させないようにすること」を目的とした処遇と、「(消極的) パターンリズム」を根拠とする「平均的な社会生活を送ることができる状態にまで引き上げること」を目的とする処遇に整理し、後者が少年の任意の判断や自発性に任せられないために、ケースワーク(機能)によって導くことを実践的に示しており(上野 2010, pp. 268-271)、荒木の文脈に即して実務的な議論を展開している。

⁷ 澤登は、「非行少年のすべてについて上記3要素の積み上げが実現できることが理想であろう。しかし、

例えば、③の「個性豊かな人間」が①の「犯罪を繰り返す」ことは何ら不思議なことではなく、反対に、②の「平均的」には程遠い状態でも①の「犯罪を繰り返さない」ことは充分ありうる。また、②の「平均的」な状態ではなくとも、③の「秘められた可能性を引き出し」特定の「個性」が開花することによって、すなわち短所が多くとも、一つの長所が対象者の人生を引き上げることによって、①の「犯罪を繰り返さない」ことになりうるだけでなく、最近の矯正教育はそのような方向性を模索しているようにさえ見受けられるのである。⁸

3 非執行機関における「健全育成」

(1) 手続きにおける「健全育成」と人権

三種の分類モデルを、荒木は「少年法執行機関による働きかけとその限界についての一考察」と題する論稿の中で提示し、この少年法における「健全育成」を議論する際に、長年にわたり、その議論の前提として常に引用されてきたが、同じく荒木による論稿の「少年手続きにおける自由権保障機能と社会保障機能」は、先の議論と比べて、管見ではさほど引用されておらず、注目されている様子すら伺えない。

しかし、この少年法の手続き面に着眼した論稿こそ、先の保護処分決定後の執行機関における「健全育成」では射程に入らなかった、「非執行機関」における「健全育成」を射程に収めることを可能にし、もって少年法全体における「健全育成」の全体像を浮かび上がらせるものとして評価されてよいものとする。

荒木はここで「少年手続きにおいて司法機能と福祉機能と呼ばれているものを、たとえ部分的にでしかなくとも、再構成しておく必要がある。これが本稿の中心的な目的である。」(荒木 1998、pp. 733-734) としたうえで、少年の人権保障の二面性となる自由権保障機能と社会権保障機能（これらの視点は執行機関の「健全育成」を分析した際にも同様に使われていた）から少年手続きを具体的に分析している。つまり、分析対象として捜査過程、家庭裁判所への全件送致主義、家庭裁判所の保護的措置、少年鑑別所における意図的行動観察（当時）、審判不開始・不処分決定、中間決定である補導委託などが挙げられる。

分析を経たのちに「少年手続きにおける自由保障機能の比重は、捜査段階での身柄拘束、

問題は、その積み上げのために少年に対する強制が不当に拡大されることにならないかという点である。」

(澤登 2015、p. 38) としており、やはり関心は保護主義による強制の限界であり、この三要素やその関係の前提そのものの妥当性自体は、さほど吟味されていないのではないかと考えられる。

この点について、川出は「少年が平均的な社会生活を送ることができる状態にするということは、犯罪・非行を繰り返さなくなるという意味で、再非行の防止を達成するための過程なのであって、それ自体が「健全育成」の内容となるものではないと考えるべきであろう。」(川出 2015、p. 15) としている。

⁸ 武内も、三種の分類モデルの②に集約することについては「基本的に妥当であると考えられる。もともと、①②③の関係は本当に①→②→③の積み上げという形態のみをとり、②→①や③→①という形態はないのか、改めて問い返されてもよい。」(武内 2012、p. 123) として、このモデルの相互関連性や段階性に疑問を呈している。(なお、武内がA、B、Cと表記している箇所を本稿の表記の便宜上①、②、③に置き換えて用いた。)

家庭裁判所へ送致されてからの観護措置、逆走決定、少年審判とその流れに従い大から小へと変化しており、これと反対に福祉機能ないし社会権保障機能の比重は、小から大へと変化していることが判明する。」(同 p. 742) というように、少年司法の過程全体において少年法が果たす権利保障機能が一律ではない、という基本的理解は重要である。なぜならば、少年法における「健全育成」を検討するにあたって、現代では人権との関係を抜きに語ることはできないからである。

「健全育成」と人権の関係については、既に澤登が二つのタイプに分類して整理している。まずは、「少年の人権」と「少年の健全育成」を対立する概念として捉え、健全育成のために人権もある程度制約されざるをえないとするタイプであり、もう一方は対立概念とはとらえずに、少年の健全育成を実現することこそが、少年の人権を最大限に保障することにはほかならないというタイプである。そして、澤登は意図的にその前者に議論を限定している(澤登 1986pp. 193-195)。それは、少年の自由とパターンナリストティックな介入の関係という関心からすれば、当然の帰結でもある。

しかし、本稿の関心からすれば、「健全育成」と人権が対立しないタイプの検討が重要である。なぜならば、流山事件に対する昭和58年10月26日最高裁判決における団藤重光裁判官の補足意見が出されて以降は、保護処分であろうと適正手続きによる人権保障は求められるべきであることは論を待たないが、この補足意見で展開された適正手続きに関する議論が少年審判における狭義の手続きに限定されがちであるのに対し、本稿では、それは狭義の手続きに限定すべきではなく、少年審判で処分が決定するまでの全ての過程、手続も念頭に入れるべきものとする(実際に団藤によるこの補足意見でも、要保護性の認定のためには「家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の鑑別などによる少年の資質・環境の全般にわたる立ち入った調査が不可欠」と、これらの「調査」も議論の対象に含まれている)。

そして、先の澤登の論考は少年審判の処分決定から執行機関による執行を念頭に検討がなされているが、少年法の刑事訴訟法的な側面を考慮しても、また少年事件が全件送致主義であることから、少年審判での処分決定に至るまでの全ての手続き、すなわち捜査、調査、そして審判までの過程における「健全育成」は、執行機関における「健全育成」に対する付随的なテーマではなく、非執行機関における「健全育成」それ自体が、少年法における「健全育成」を検討するうえで重要であり、本来看過することのできない領域なのである。

(2) 捜査機関における「健全育成」

それでは、手続における「健全育成」を検討するにあたって、まず少年法では捜査機関の行う調査・捜査に対して「健全育成」の名のもとに何を求めているのだろうか。

「(警察官等の調査)

第六条の二 警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、第三条第一項第二号に掲げる少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができる。

2 前項の調査は、少年の情操の保護に配慮しつつ、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

3 (略) 」

これは、平成19年の法改正により設けられた触法少年の事件に対する警察官等による調査手続きについての規定である。事案の真相解明が「健全育成」（ここでは保護処分等の措置）に資することを文理上確認した点で意義があるとされる（田宮・廣瀬編2017、p.109）。

また、事案の真相を解明することは成人への犯罪捜査と同様であるが、触法少年に対しても明記したことは、操作と調査が複合する犯罪少年の事件についても同様とされる（河合2010、p.57）。ここでは、少年事件につき情操の保護への配慮が求められているだけでなく、触法少年の調査といえども適正手続き、なかんずく適正な事実認定の両方が求められていることを強調しておきたい。

さらに、これは「健全育成」と明記しておらず、また捜査そのものでもなく、その方法について求めているにしか過ぎないのかもしれないが、以下の条文による少年法からの要請が、捜査に対する「健全育成」の在り方として最も重要と考えられる。

「(勾留)

第四十八条 勾留状は、やむを得ない場合でなければ、少年に対して、これを発することはできない。

2 少年を勾留する場合には、少年鑑別所にこれを拘禁することができる。

3 本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前項の規定によることができる。

(取扱いの分離)

第四十九条 少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

2 少年に対する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理に妨げない限り、その手続を分離しなければならない。

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、少年（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二条第四号の受刑者（同条第八号の未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）を除く。）を成人と分離して収容しなければならない。」

つまり、収容の開始はやむを得ない場合によるのであり、普段から成人被疑者・被告人とは「なるべく」接触を避けなければならないが、やむを得ず収容する場合には成人との

「分離」を必ずしなければならないのである。これは、少年本人の意思にかかわらず求められている。

これらの前提をもとに、犯罪捜査規範では基本姿勢、取扱いの分離、情操の保護、身柄確保の在り方について、以下のとおり定められている。

「(少年事件捜査の基本)

第二百三条 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

(少年の特性の考慮)

第二百四条 少年事件の捜査を行うに当たっては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(身柄拘束に関する注意)

第二百八条 少年の被疑者については、なるべく身柄の拘束を避け、やむを得ず、逮捕、連行又は護送する場合には、その時期及び方法について特に慎重な注意をしなければならない。」

なお、非行防止活動も含めた少年警察活動について、以下のとおり少年警察活動規則において「健全育成」に関連して定められているが、ボランティアなどとも協同して行う街頭補導などの非行防止活動まで「少年法における健全育成」の範囲に含めるべきか否かについては、慎重を要し、本稿では後に検討することとなる。

「第一条 この規則は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第三条 少年警察活動を行うに際しては、次の各号に掲げる事項を基本とするものとする。

一 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配慮すること。

二 (以下、五まで略)

第九条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動については、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下、少年警察活動に関する知見、警察職員の能力その他警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

第十五条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。」

(3) 家庭裁判所における「保護的措置」

家庭裁判所では、その調査や審判手続そのものが保護過程と位置付けられ、広義では観護措置や試験観察なども含め、審判過程でとられる全ての保護的対応を総称するが、狭義では不処分・不開始に伴う事実上の教育的・福祉的措置を意味し、教育的措置とも称される。

このように狭義の保護的措置はインフォーマルな措置であるがゆえに、個別性と任意性に基づいて行われ、その方法は主に個別面接、体験学習、社会資源の活用にまとめられる(田宮・廣瀬編 2017、武内 2015)。プロベーションの有無など広義の保護的措置と狭義のそれとは制度的な位置づけが大きく異なるものの、ケースワーク的機能による教育的働きかけの方法としてはかなり共通している。

大正少年法でも保護的措置は明文化して行われ、その必要性は広く認められていたが、おそらく現代でもその必要性は変わらないであろう。教育的効果も見込まれるこの措置の課題は、やはりその正当性の基盤である。それは単に根拠法令の有無にかかわらず、どのような要請によって成立したかという経緯の問題でもある。

裁判所の公式ホームページでは、教育的措置について以下のように説明がなされている。

「不処分、審判不開始(教育的措置)

少年を保護処分や検察官送致などの処分に付さなくとも、少年の更生が十分に期待できる場合、少年を保護処分に付さないこととしたり(不処分)、審判を開始せずに調査のみ行って手続を終えること(審判不開始)もあります。

不処分又は審判不開始という語感からすると、家庭裁判所が何もしないまま少年事件を終わらせているかのような誤解を与えてしまいがちですが、不処分又は審判不開始で終局する場合でも、裁判官や調査官による訓戒や指導等の教育的働きかけを加え、少年及び保護者がそれをどのように受け止めたかを見極めた上で決定を行っています。」⁹

不処分又は審判不開始は、家庭裁判所への全件送致主義からなる現代の少年司法制度を支える重要な役割を果たしている。それは全件送致主義によって大量になり過ぎた件数を処理する効率性の問題としてではなく、少年の要保護性に対して一律かつ硬直的な対応ではなく、少年事件としての手続の過程で要保護性の変化を把握し、それが解消・消滅した場合には必要以上の介入を行わない仕組みともなっていたはずである。

しかしながら、広義の保護的措置である試験観察が保護処分における処遇選択の少なさ

⁹ 掲載されているサイトのアドレスは以下のとおり(平成30年3月20日現在)。

<http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/1801/index.html>

や、収容保護に求められる慎重な検討に必要な情報収集の点から、現行少年法の制度的補完の必要性から、その試験観察という少年法にはない措置の必要性が訴えられてきたのに対し、狭義の保護的措置＝教育的措置については、その制度上の必要性すなわち正当性に疑義が残るのである。

(4)少年鑑別所における「健全な育成のための支援」

少年鑑別所が「健全育成」に寄与するという文脈で語られる場合は、従来は鑑別（収容鑑別）について語られるのが常であった。現在でも、収容鑑別が少年審判の調査過程に寄与していることは変わらず、少年鑑別所にとっても鑑別が主たる機能であることは間違いない。しかしながら、その鑑別ではなく、少年鑑別所のもう一方の機能である観護処遇による「健全な育成のための支援」を本節で取り上げるのは、それが「健全育成」に直接的に寄与することを意図し、平成26年に少年鑑別所法成立によって、条文として初めて法令化され、その新たな動向が、少年法における「健全育成」概念を検討する上で、重要な位置づけになることが見込まれるからである。

また、本稿の目的において少年鑑別所が特異な存在であることを示す一例として、「健全」という用語が最も多く用いられている法令であることが挙げられる。本稿では、これまで各法令における「健全」という語が使われている条文を逐一提示してきたが、少年法関係機関が根拠とするそれぞれの法令において、他の法令と比較して、少年鑑別所法が圧倒的に多く用いていることが分かる。具体的にその数字を挙げると、やや機械的な抽出ではあるが、少年法では7か所、更生保護法が5か所、少年院法が17か所であるのに対し、少年鑑別所法には33か所にのぼり、際立っている。¹⁰

では、どのように少年鑑別所法では「健全育成」を指向しているのか。

「(在所者の観護処遇の原則)」

第二十条 在所者の観護処遇に当たっては、懇切にして誠意のある態度をもって接することにより在所者の情操の保護に配慮するとともに、その者の特性に応じた適切な働き掛けを行うことによりその健全な育成に努めるものとする。

¹⁰ 「健全」という語が少年鑑別所法において圧倒的に登場することは、実は驚くことではなく、施設の運営原理から考えると当然の結果である。

筆者は以前、少年鑑別所の「健全育成」理念に基づく権利制約について、それが収容に内在する侵害原理を土台にしつつも、「一般社会と変わらない程度」とされるのは、審判前であるからと言って未決拘禁的な性格から導かれるものではなく、「健全育成」理念の（有害図書規制の判例で最高裁が述べたところの）「社会共通の認識」によるものと位置付けた（櫻井2008、pp. 87-88）。実際、少年鑑別所法で用いられている「健全」の語の多くは、同法の外部交通等における権利制約に係る事項である。

第四節 健全な育成のための支援

(生活態度に関する助言及び指導)

第二十八条 少年鑑別所の長は、在所者が健全な社会生活を営むことができるよう、在所者に対し、その自主性を尊重しつつ、その生活態度に関し必要な助言及び指導を行うものとする。

(学習等の機会の提供等)

第二十九条 少年鑑別所の長は、在所者の情操を豊かにし、その者が健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、在所者に対し、その自主性を尊重しつつ、学習、文化活動その他の活動の機会を与えるとともに、その活動の実施に関し必要な助言及び援助を行うものとする。」

これらの「健全な育成のための支援」の具体的な内容は、その訓令及び通達を見る限り、第28条で行われるのは少年鑑別所収容に伴う所内での日常の生活場面における助言及び指導であり、その場で起きた生活事項以外に在所者の心情の安定又は健全育成において必要とされる「在所者が希望する」相談事への助言及び指導について、面接や日記を通じて行うものである。また、第29条の内容は、従来からなされてきた学習機会の提供、文化活動、情操の涵養に資する活動、進学や就職等の進路に関する情報提供である。これらも従来から行われてきたものであり、任意性や個別性を担保したうえで、(勾留、観護令状、観護措置等の)各入所事由に応じた収容目的に支障のない範囲で、非行事実を前提にせず(例えば非行防止ではあっても、「再」非行防止のための活動ではない)行われるべきものである¹¹。

少年鑑別所における「健全育成」は、少年院におけるそれとは外形上類似していることはあっても、このように施設の収容目的が全く異なることから、その「健全育成」も全く異質のものである。したがって、従来から行われてきた処遇であっても、その経緯も含めて、以下のとおり、具体的な処遇内容の例示による説明が必要である。

ア 学習機会の提供の事例

現在、全国の少年鑑別所では2014年(平成26年)に施行された少年鑑別所法の第29条に基づいた「学習等の機会の提供等」が行われているが、その原型は少年鑑別所法が制定されるよりも10年以上前に発出された1件の局内通知¹²に基づいて行われていた「学習

¹¹ 平成27年5月27日付法務省矯少訓第11号「在所者の健全な育成のための支援に関する訓令」、同日付法務省矯少第142号「在所者の健全な育成のための支援に関する訓令の運用について(依命通達)」

¹² 平成13年3月22日付け矯医699矯正局医療分類課長(当時)通知「少年鑑別所における被収容少年に対する学習機会の付与」。この通知では、留意すべき事項として①教材の整備、②オリエンテーションでの説明、③自習時間の確保、④学習図書の差入れ冊数、居室内への持ち込み冊数への配慮(要は制限緩和)、⑤小中学校在学者と教員との面会時間の配慮、⑥小中学校在学者への卒業証書授与に係る便宜、を挙げており、実は「勉強を教える」支援は、直接的にはこの通知で示されていない。

機会の付与」、「学習支援」と呼ばれていたものである。少年鑑別所法が制定されるまでは、この「学習機会の付与」、「学習支援」の根拠となる法令はなく、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」の「Ⅲ 逮捕中あるいは審判前の少年」の18bが該当するだけであった。

したがって、それは少年院の「教科指導」とは、外形的に類似することはあっても、その内実は質的に大きく異なる処遇であり、学校教育法や学習指導要領に基づいて行われているものではなく、少年法に基づいて少年鑑別所に入所・拘禁させられることによって、被収容少年が学校に長期間通えなくなり、それにより失われる「学習機会の代替措置」としての意味合いとして行われていた。つまり、損なわれたり、失われたりした「健全育成」（の機会）を補うものである。

そのような意味から、その対象者は義務教育の権利-義務の観点から義務教育未修了者を優先して実施され、現在でもそれは明示されているが（同法第2項）、それに限られるものではない。それは義務教育修了者に対しても実施可能とされており、そのことも権利-義務関係によるというより、少年法の「健全育成」理念に基づいて行われていることを示している。

このように、少年院のように円滑な社会復帰を目的に非行少年の学習到達段階の遅れを取り戻したり、義務教育の修了や高等学校卒業程度認定試験の受験合格を目的としたりするものではなく、強制的な拘禁生活に対する「学習機会の代替措置」のために行われている少年鑑別所の学習支援は、その性質から具体的な目標設定が困難になっていた。

そのような状況下で、東京少年鑑別所ではこの学習支援に関する職務研究のための調査を行っている（田中ほか2001）。この調査の目的は、学習支援を実施する少年とその関係者（保護者、中学校教員）に対し、学習支援を通してどのようなことを望んでいるかをアンケートで聴取し、もって少年、保護者及びその教員のニーズに適った学習支援の実施に役立てようとするものであった。

その結果は、少年と保護者の多くは進学を希望し、少年鑑別所に対して教材の整備、時間の確保及び学習指導を実施してほしいというニーズであったが、教員は進学を前提とした指導と言うよりは、8割以上が基礎学力の向上や生活態度の改善を少年鑑別所に求めるなど、少年と保護者、それと教員との間では大きく異なるニーズが浮かび上がったのである。

この調査は「健全育成」の在り方を検討する意図はなく、眼前の職務が制度的に安定して

しかし、本通知でも「少年鑑別所においては、従来から、被収容少年に対して、学習のために必要な便宜の供与に努めてきたところです…（中略）学習環境の整備、学習に係る助言等に特段の配慮をお願いします。」と含みを持たせている。

なお、本通知の発出の背景としては、少年法改正による観護措置期間の延長が挙げられており、本稿で説明しているとおり、収容期間が延長されたことにより、学習機会がより長期間にわたって失われることへの代替措置であることが分かる。

いない状況下において、その在り方を、少年を始めとする関係者のニーズに沿ったものに充実させようとする素朴な善意に基づいて行われたものである。しかしながら、この調査結果からは、「健全育成」の在り方が、立ち位置や視点によって大きく異なる様相を呈してくることを図らずも示している。

進学指導を望む被収容少年からみれば、自主学習を補助する学習機会の付与では、少年鑑別所が「健全育成」に取り組んでいるとは言えず、その対応は物足りないものであるかもしれない。その一方で、教員側からみれば、被収容少年は学校で深刻な不適応に陥っていた者も多く、勉強についていけないだけでなく、校内暴力や学級崩壊の中心的役割を担っている場合も少なくないことから、勉強以前の生活指導、まずは授業に臨む態度を養う段階であるとの率直な主張が垣間見える。

実際に、被収容少年の中には、非行で荒れ果てた社会生活とは異なり、少年鑑別所という落ち着いた生活環境で勉学に励んだことにより、学校生活などへの社会復帰に希望を見出す者も多くいるが、その一方で、少年鑑別所で初めて勉強に取り組み、その高揚感だけで進学へと希望を変更した場合、非現実的な進路変更になったり、自らの客観的な学力を把握すると、却って挫折感にさいなまれたりする者もいるのである。

このように、少年院の教科指導とは異なり、少年鑑別所の学習機会の提供は、学力向上に向けた指導体系の充実化ではなく、対象者の実情やニーズと適合的かつ適正な助言や機会の提供なのである。¹³

イ 情操の涵養に資する活動の事例

それでも、教育的側面を重視する立場であれば、あくまでも「少年本人」の意向を重視すればよいとの考えもありうる。つまり、「本人」が「良いこと」を希望すれば、それに大人は応じれば「健全育成」的な支援になるという考え方も可能であり、実際、便宜供与的処遇と呼ばれた処遇や、「当事者の意向、ニーズ」を特権的に重視する考え方は以前から存在していた。

しかし、「健全育成」について考えると、事はそれほど単純でないことを次の事例は教えてくれる。

八王子少年鑑別所では、少年鑑別所法第29条の前身となる通知¹⁴の発出前から、後の「育

¹³ 当時の学習機会の付与に関する基本的理解については川邊（2002）を参照されたい。

¹⁴ 平成20年2月22日付け矯少1252矯正局少年矯正課長通知「少年鑑別所における健全育成を考慮した処遇について」。

なお、本通知の発出の背景としては、観護措置の特別更新決定による長期間にわたる収容が少なくないことにあわせて、収容人員の構成比で年少少年が高水準であることが挙げられており、当時の少年法改正（年少少年への措置）に直接言及していないものの、法改正に係る社会的関心の推移を非常に意識したものとなっている。

成的処遇」を試行・研究する施設として、法務省矯正局から指定されていた。この「育成的処遇」とは、少年にとって先の「学習機会の付与」、「学習支援」のような直接的に権利性を帯びた内容だけでなく、「文化活動」を含めた広く「健全育成を考慮した観護処遇」¹⁵として展開されたものである。

当時、八王子少年鑑別所ではこの「健全育成を考慮した観護処遇」が様々展開されており、その中でも「視覚障害者体験学習」や「マタニティ体験学習」は、(特に比較的規模の大きい)少年鑑別所で導入されたことは、当時においては極めて異例であった。¹⁶

視覚障害者体験学習は、視覚障害者の講話を聴くだけでなく、被収容少年自らがアイマスクを着用して視覚障害者と類似した条件になった上で、点字ブロックや盲導犬を頼りに歩行体験をするものである。また、マタニティ体験学習とは腹部に重りを付けて、妊婦に類似した身体的負荷をかけて掃除や階段の昇降等の日常生活を行うことにより、妊婦ゆえの負荷を疑似的に体験するものである。

当時の学校教育の現場では既に体験学習が奨励されており、少年院においても取り入れている施設も散見されたが、一般的には無味乾燥な空間で構成される少年鑑別所に「盲導犬」や「マタニティ体験グッズ」は、少年鑑別所において明らかに非日常的存在であり、それを用いること自体が特異な体験でとなっていた。

しかし、本稿において重要なのは、それらの体験の特異性や学習効果ではなく、それらが施設に採用された文脈や、それら疑似体験を体験する対象者の選定方法である。しかも、外部から見ると、違いが理解されにくい少年院と少年鑑別所という、一見類似した施設において、全く異なる、正反対の「健全育成」の一面が浮かび上がることに意義がある。

それはマタニティ体験学習だけでなく、視覚障害者体験学習が必要となった経緯であり、具体的には「健全育成に資する処遇」であればこそ、その情操涵養に資する処遇だからこそ留意しなければならない「体験学習を実施する対象者の選定」という、体験学習の在り方の根幹に関わることである。

まず、少年院におけるマタニティ体験学習の目的は、生みの親の苦労を体感することにより、少年が親に想いを馳せるようになることであり、それにより親子関係が親密になったり、改善したりすることである。したがって、親子関係に葛藤や課題を抱える少年であればこそ、その学習の必要性は高まることになる。

しかし、少年鑑別所ではそれが正反対の尺度となる(櫻井・中村 2008)。つまり、審判前で非行の存在を前提としない(と言うことは、非行原因の存在も前提にしない)、改善更生

¹⁵ 「健全育成を考慮した観護処遇」については櫻井(2003)を参照されたい。

¹⁶ ほかに、少年から個別に募ったリクエスト曲を寮内放送で流すこともあれば、そのリクエスト曲集で作成したCDを入浴中に再生し、入浴時間を再生曲で知らせる試みや、同様の放送機材を用いて、教官室から職員が生演奏で当該少年鑑別所のオリジナル曲を流し、少年が一堂に介さずに、各居室内への放送で聴く機会を設けていた。その一方で、ホールで歌手によるミニコンサートを開くこともあったという。また、クリスマスには寮内の廊下に電飾やバルーンアートを施し、深夜には職員が少年居室に備え付けの食器取り出し口にクリスマス仕様の菓子を配布していた。図書室には、少年によって作成された推薦図書のポスターが掲示されるなど、日常生活においても創意工夫を凝らしていたという。

のような人格変容を目指すものではない少年鑑別所の処遇では、親子関係に葛藤や重い課題を抱える少年に、このマタニティ体験学習を実施した場合には、かえって情操の安定を損なって「不適切」な処遇となるおそれが生じる。それは教育効果の有無という観点ではなく、施設の収容目的に適うかどうかという基準である。

施設の収容目的という意味では、少年院は矯正教育が目的であり、収容は矯正教育を実施するための手段であるが、少年鑑別所は鑑別が目的で、収容は鑑別を実施するための手段というわけではなく、鑑別と収容は並列関係である（泉 1993）。つまり、少年院では矯正教育（ここではマタニティ体験学習）の実施が、少年に激しい葛藤を生じさせ、時にはそれが収容の不安定をもたらすことがあっても、収容の本来の目的となる矯正教育の実施である点において十分正当化されうるが、少年鑑別所では収容自体が目的となりうるため、収容の確保や安定に反するおそれのある処遇、少年の心情安定に反するおそれのある処遇は「不適切」な処遇とみなされるおそれがある。それは、勾留、勾留に代わる観護の措置、観護措置といった入所事由が異なる場合でも同様であり、身柄の保全を前提に、事案の解明や和やかな審判の運営など各法的地位に基づいた収容目的にとって支障となることは許されないのである。

その結果、（親子関係で激しい葛藤を有するか否かの）資質や社会環境に関する調査中である少年鑑別所在少年に対する実施種目としては、マタニティ体験学習は（「不適正」とまでは言えなくとも）「不適切」になるリスクが高く、それらのリスク回避として視覚障害者体験学習が注目された。そこでは、個別具体的な葛藤を直撃する体験ではなく（盲導犬、（と言っても、見た目は普通の犬である）との心理的葛藤を有する少年は基本的に想定しにくい）、多角的に分析しても社会的な一般常識とも言える知識、「誰からも望ましいとされる知識」の付与として行われ、身体的負荷が軽い「適切な」処遇とされるのである。

このようにマタニティ体験学習が目指す「健全育成」は、対象が同一の少年であっても、同じプログラムであっても、その少年や施設の法的地位、収容段階・目的によって、「適切」にも「不適切」にもなりうるのである。

このように体験学習は、処遇・支援としては不安定な要素が多く、現在の通達でも活動として明示されていないように、施設の裁量で行わないという判断は当然ありうる。これは、同通達で「義務教育を終了していない在所者が訓令第4条第1号（注：学習機会の提供）に掲げる学習を希望しない場合には、強制にわたらない範囲で、学習に対する意欲を喚起するための働き掛けを行うものとする。」と定められているように、同じ少年鑑別所における「健全な育成のための支援」として行われ、働き掛けが義務付けられている学習機会の提供とは対照的である。

4 「健全育成」理解の新たなモデル

これまでの議論を踏まえ、少年法の「健全育成」概念を理解するための本稿なりの整理を試みる。

表：「健全育成」理解へのモデル

人権保障機能	社会権保障機能					自由権保障機能
	自由権保障機能			自由権保障機能		
少年法関係機関	非執行機関			審判	執行機関	
健全な育成を期する主体	民間団体 警察	留置場 拘置所 少年鑑別所	家庭裁判所	少年院	保護観察所	民間団体 警察
			少年鑑別所			
健全育成の対象	非行のある少年を含むすべての未成年			非行のある少年		すべての未成年
健全育成の目標	非行防止 身柄保護	事案解明 情操保護	情操保護・(再)非行防止	再非行防止(非行性除去)		非行防止 身柄保護
健全育成の型	支援型 + 防止型 (偶発的)	分離型	支援型(個人的・非体系的)	禁止型 (組織的・体系的)	支援型 + 防止型 (偶発的)	
			支援型(組織的・非体系的)	禁止(組織的)+支援(個人的)型		
契機	非行防止活動	捜査 (調査)	調査・試験観察・保護の措置	矯正教育	非行防止活動	
			観護措置(鑑別・観護処遇)	指導監督・補導援護		
身柄の状態	保護未満 (在宅)	やむを得ず 保護 (収容)	委託(収容・在宅)	保護処分(施設内処遇)	保護以降 (在宅)	
			仮保護(一時保護)(収容)	保護処分(社会内処遇)		

まず、本稿の議論で最も特徴的なのは、「健全育成」概念を少年法の執行機関のみを前提とせず、非執行機関も含め、少年法の手続き法的側面も踏まえた全体を見通すことを試みた点にある。

また、自由権へ介入する保護処分の「健全育成」、つまり人権と対立する「健全育成」が議論の対象に絞られがちであったが、少年法における適正手続論以降の人権を前提にした「健全育成」も視野に入れることを試みており、実際に少年鑑別所における「健全な育成のための支援」に最も顕著なように、禁止則によって達成する「健全育成」や非行性の除去による「健全育成」とは異なるタイプの、選択肢や機会を付与する「支援型」ともいえる「健全育成」も作用しているのである。しかも、「健全育成」概念が相対的であったり、多義的であったりすること、すなわち複数形であることはこれまでも断片的に指摘されてきたが、重要なのはそのことを指摘するだけでなく、ある一定の様態、型、タイプに整理し、それらが何(対象の法的地位、施設目的、契機、健全育成の目標等)に起因しているかを示すことだと考えている。

そして、モデル化を試みるにあたり重要なのが、モデルが対象とする範囲である。筆者は、先の第3章(2)で捜査機関における「健全育成」を検討するにあたり、非行防止活動を少年法の「健全育成」に含めることに対しては慎重を要する旨を言及したが、この範囲について武内は、平場安治の論をベースにして、「少年を国家の直接の保護のもとに置く法体系」を狭義の少年法とし、少年法を概念を広義・狭義・最狭義に分ける方法を用いている(武内2012、pp. 120-121)。その意味では、本稿では従来の執行機関だけではなく非執行機関も含めた広義の範囲を想定しており、武内の言う「(審判不開始や不処分も承認している現行法

では) 要保護性の解消手段である点で個人的・社会事実的な保護と国家による保護処分とは同一の平面上にある。」(同 p. 121) という考えを踏まえれば、NPO やボランティア、また警察と協働するサポートチームなども含めて、非行防止活動も視野に収めることになる。

それらをベースに筆者なりにまとめると、表(「健全育成」理解へのモデル)のとおりになるが、この表にはこれまで言及していない領域もあり、いくつか補足的に説明する必要がある。

「身柄の状態」についての言及は、「保護処分」以外は多くが造語であり、特に仁藤(2013)による「保護未満」という用語から派生している。仁藤はこの「保護未満」という造語に、一応家族がいるので社会的養護の対象にならないものの、居場所がない若者の状態を称している。そこでは、居場所がなく街を「漂流」する若者が、暴力団や性風俗等の裏社会からの勧誘と、警察やボランティア等からの補導の網の目の、どちらに掛かるか偶然による様が描かれているが。筆者なりには、この段階の「健全育成の型」は「偶発的」であると考え。

(補導活動をする側から「少年院に行ける少年は幸せだ。」という発言がよく聞かれるのは、気休めではなく、このような社会的背景がある。)

このように、本表は法律学以外の枠組みも持ち込んで展開しているため、厳密性を欠いたり、混乱を招いたりする印象を与えるかもしれないが、冒頭に述べたように、法律学の定義に収まらず、法令内ではトートロジーになっている「健全育成」概念を検討するには、社会理論との接合が有効であったり、少なくとも社会教育からの視点が不可欠だと考えられる。

そのような視点があれば、なぜ教育機関でもなく、非体系的で、少年院よりもはるかに不十分な教育的処遇しか行えない少年鑑別所の処遇が、臨床的に「健全育成」に寄与できるかが理解できる。教育効果とは、閉じた教育体系の完成度だけで測れるものではなく、処遇の質と対象者の状態(タイミング)との関数であり、時間軸等における相対評価・効果である。

したがって、留置場の「分離型(個人的)」から移行した身柄にとって、少年鑑別所の「支援型(組織的)」の「健全育成」は重大な感化・変容をもたらしやすいが、少年院の「禁止型(組織的・体系的)」の「健全育成」の強烈な作用を受ければ、その直前に受けた少年鑑別所の処遇などを少年が忘れてしまうなどということは、通常起きている現象である。それが荒木の言う、少年司法の手続き段階で通常行われている「ふるい分け」(荒木 1998, p. 744)にもつながるのである。

このように表を眺めると、少年法における「健全育成」は、処遇者個人の権威的態度の有無ではなく、高内が言うところの「権力的な場」であることが重要であり、「家庭裁判所という問題解決システムの階層性によって、少年は依然として処分決定される当事者としての責任とそれに伴う不安がつきまとい、それが少年の既成の構えに揺らぎをもたらす変化のきっかけを与えていくのである。」(高内 2000, p. 67) という基本構造¹⁷が容易に理解でき、

¹⁷ 教官一少年という二者関係で考えがちな施設内での処遇について、付添人弁護士という別の角度か

また少年にとっての身分の不安定さが最大となる「未来を決定する家庭裁判所と現在の身柄を個別的に固定する少年鑑別所」において、手続的には非強制的な「支援型の健全育成」が可能になるという逆説も理解できる。

その領域において、一般的な教育観である「教える—学ぶ」ではなく、処遇機関ではない家庭裁判所や少年鑑別所だからこそ「教えない—学ぶ」（山内 2011）という新たな「健全育成」が生成しつつあり、実際にこの両機関の領域に該当する「支援型の健全育成」が、近年は拡充してきているのである。¹⁸

最後に、「鼎談・少年の健全育成」において語られた川出の以下の発言を引用する。「これまでの非行少年の処遇に関する議論は、どちらかというところ、非行の存在を前提とした法的な枠組みに基づく制度論ないし運用論が中心であり、より広く、少年一般に対する教育という視点に立ったうえでの議論は、少なくとも学界のレベルでは、あまりなされてこなかったように思います。そして、そのことが、少年の健全育成を軸とした少年法議論が、ある意味で空回りしがちな 1 つの理由であったのではないかという印象を持っています。」（川出・広田・後藤 2005、p. 48）専門的な法律論からほど遠い本稿が、少年法における「健全育成」をめぐる議論に少しでも寄与できれば幸甚である。

らの提示も高内（1993）によってなされている。

¹⁸ 拡充している一方で、家庭裁判所の保護的措置については、その制度や規定の整備が課題として考えられる。昭和 50 年代に、少年鑑別所における当時の治療・教育的処遇、探索処遇に対し、当時の家庭裁判所判事補から辛辣な批判が論文として発表されたが（梶村 1980）、その批判があったからこそ議論が深化し、その後の便宜供与的処遇や意図的行動観察、そして育成的処遇から今回の「健全な育成のための支援」の法制化に至ったことは、今後の保護的措置の在り方を考えるうえで、大変示唆的である。

また、矢島（1986）の少年鑑別所に関する論稿は、法令の枠組みをあえて取り外したその表題によって、制度論を前提にする立場からは等閑視されてきたが、社会学的な機能分析に基づいたあの論稿の発表から 30 年経った現在には、矢島が当時訴えたその趣旨が法令化されていることも意義深い現象である。

(参考文献)

- 新井浩二 1997 「矯正教育・踏み外してはならぬもの」(副島和穂『矯正教育序説』、未知谷)
- 荒木伸怡 1982 「少年法執行機関による働きかけとその限界についての一考察」(『ジュリスト』26号、pp. 289-294)
- 1998 「少年手続きにおける自由権保障機能と社会保障機能」(『松尾浩也先生古稀祝賀論集 下巻』、pp. 731-750)
- 泉俊幸 1993 「少年鑑別所観護業務入門(第一回) 観護処遇とは何か」(『刑政』104巻4号、pp. 80-85)
- 上野友靖 2010 「「少年矯正における法的統制」再論」(澤登俊雄・高内寿夫編『少年法の理念』、現代人分社)
- 梶村太市 1980 「少年の観護措置の要件(標準)を中心として」(『家裁月報』32巻8号)
- 川出敏裕・広田照幸・後藤弘子 2005 「鼎談・少年の健全育成」(『法学教室』300号)
- 川出敏裕 2015 『少年法』、有斐閣
- 河村博 2010 『少年法—その動向と実務—』、東京法令出版
- 櫻井秀夫 2007 「健全育成を考慮した観護処遇についての一考察」(『刑政』118巻10号、pp.)
- 櫻井秀夫、中村俊之 2008 「共感的理解を促す疑似体験の試みについて(2)」(『東京矯正科学研究』40号)
- 櫻井秀夫 2008 「観護業務の現状と法令上の課題」(『矯正研修所紀要』23号)
- 澤登俊雄 1986 「少年の人権と健全育成」(『刑法雑誌』27巻1号、pp. 193-202)
- 2010 「「非行のある少年」の「健全育成」」(澤登俊雄・高内寿夫編『少年法の理念』、現代人分社)
- 2015 『少年法入門(第6版)』、有斐閣
- 高内寿夫 1993 「少年鑑別所における観護措置の意義—弁護士に対する意識調査をもとに—」(『白鷗法学』1号)
- 2000 「少年法における「健全育成」についての一考察—保護手続の権力的側面に着目して—」(新倉修・横山実編『少年法の展望』、現代人分社)
- 武内謙治 2012 「少年の「保護」と「健全育成」」(『法学セミナー』692号、pp. 120-124)
- (武内 2015 に所収)
- 2015 『少年法講義』、日本評論社
- 田中大介、山口孝、吉田明、上野修 2001 「少年鑑別所における義務教育対象少年に対する学習機会付与の在り方について」(『東京矯正科学研究』33号)
- 田宮裕・廣瀬健二編 2017 『注釈少年法(第4版)』、有斐閣
- 川邊讓 2002 「少年鑑別所における学習機会の付与について」(『罪と罰』39巻3号)
- 仁藤夢乃 2013 『難民高校生 絶望社会を生き抜く「私たち」のリアル』、英治出版
- 法務省刑事局 1970 『少年法改正資料第一号 少年法及び少年院法の制定関係資料集』
- 矢島正美 1986 「教育施設としての少年鑑別所を」(『大正大学研究紀要』72号)

山内啓路 2011 「「自己形成空間」としての少年鑑別所—〈教えない—学ぶ〉関係としての観
護から—」（臨床教育人間学会編『臨床教育人間学4 関係性をめぐって』、東信堂）

人権保障機能	社会権保障機能				
	自由権保障機能			自由権保障機能	
少年法関係機関	非執行機関		審判	執行機関	非執行機関
健全な育成を期する主体	民間団体 警察	留置場 拘置所	家庭裁判所	少年院	民間団体 警察
		少年鑑別所	少年鑑別所	保護観察所	
健全育成の対象	非行のある少年を含むすべての未成年			非行のある少年	すべての未成年
健全育成の目標	非行防止 身柄保護	事案解明 情操保護	情操保護・(再)非行防止	再非行防止(非行性除去)	非行防止 身柄保護
健全育成の型	支援型 + 防止型 (偶発的)	分離型	支援型(個人的・非体系的)	禁止型 (組織的・体系的)	支援型 + 防止型 (偶発的)
			支援型(組織的・非体系的)	禁止(組織的) + 支援(個人的)型	
契機	非行防止活動	捜査 (調査)	調査・試験観察・保護的措置	矯正教育	非行防止活動
			観護措置(鑑別・観護処遇)	指導監督・補導援護	
身柄の状態	保護未満 (在宅)	やむを得ず 保護 (収容)	委託(収容・在宅)	保護処分(施設内処遇)	保護以降 (在宅)
			仮保護(一時保護)(収容)	保護処分(社会内処遇)	